

広島県告示第六百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業を廃止した事務所	所在地	廃止年月日
医療法人三宅会	福山市東町一丁目二番五号	医療法人三宅会居宅介護支援事業所	福山市東町一丁目四番二二号	平成一八年一月三一日	
社会福祉法人三原市社会福祉協議会	三原市城町一丁目二番一号	三原市社会福祉協議会居宅介護支援事業所本郷	三原市本郷町下北方三七五番地一	平成一九年三月三一日	
社会福祉法人甲山会	世羅郡世羅町西上原四二六番地一一	高竜園居宅介護支援事業所	世羅郡世羅町西上原四二六番地三	平成一九年三月三一日	
社会福祉法人浦崎会	福山市瀬戸町長和梶ヶ谷一一九四番地の三	瀬戸寮居宅介護支援事業所	福山市瀬戸町長和梶ヶ谷一一九四番地の三	平成一九年三月三一日	
医療法人宇田内科リウマチ科	福山市東深津町二丁目八番三〇号	宇田内科介護サービスプラ	福山市東深津町二丁目八番三〇号	平成一九年三月三一日	
アサヒサンク	東京都北区上十条一丁目二番一五号	アサヒサンク	広島市西区観音町九番二二号	平成一九年三月三一日	
社会福祉法人広島新生会	東広島市八本松町原一一七一一一	ケアセンター	東広島市八本松東三丁目五番五号	平成一九年三月三一日	
有限会社しみず	広島市安佐北区白木町小越三〇〇番地	介護支援センターたんぽぽ	広島市安佐北区白木町小越三〇〇番地	平成一九年三月三一日	
社会福祉法人浦崎会	福山市瀬戸町長和梶ヶ谷一一九四番地の三	居宅介護支援事業所高須	尾道市高須町大新五一八五番地	平成一九年三月三一日	
社会福祉法人アイジイエル	広島市安佐南区上安六丁目三一番一	「G1」居宅介護支援事業所あさひが丘	広島市安佐北区あさひが丘三丁目一八番一三の七	平成一九年四月三〇日	
学園福祉会	広島市東区尾長東二丁目六一六	あはやつぱり	広島市中区八丁堀一一二三	平成一九年四月三〇日	
株式会社ニックス	広島市東区尾長東二丁目六一六	ニックス居宅介護支援事業所	広島市中区八丁堀一一二三	平成一九年四月三〇日	